



# 事務所だより 4月号

西田成希税理士事務所

桜花の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

確定申告が終わって、高校の時の同級生と食事に行ってきた(´0´)／。

場所は京都と奈良の県境、J R山城多賀駅下車すぐのところ  
です。片道 1 時間 40 分、運賃 1,250 円かけて食べたのは「2  
代目猪ラーメン」450 円です。スープのベースは醤油味、猪肉  
も臭みもなく柔らかくて美味しかったです。



2代目猪ラーメン

メニューはこんな感じ。一品料理もあります。ホルモンとか。



ちょっと驚くこんなメニューも！



メニューにあるということは… 今日はいました！「ラスカル」なんてカワイイものではないですよ(^^)。

ご飯を食べに行ったはずなのに、小旅行になりました。マスターは、気難しい人かなあと感じていたら、気安く話ができる人で、猪や鹿の生態や効用をいろいろ教えてくれました。貴重な(?) 経験ができたと思います。今度は、鹿のペペロンチーノにチャレンジかな…(^-\_-)。

では、事務所だより 4 月号をお送りします。新年度ですね。気持ち新たに頑張っていきましょう！

## ☆ お知らせ (2018年4月の税務)

期限	項目
4月10日	3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
4月16日	給与支払報告に係る給与所得者異動届出(市町村民長へ)
5月1日	公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
	2月決算法人の確定申告 < 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税 >
	2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 < 消費税・地方消費税 >
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 < 消費税・地方消費税 >
	8月決算法人の中間申告 < 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 > (半期分)
	消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告 < 消費税・地方消費税 >
	消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2ヶ月分) < 消費税・地方消費税 >
	軽自動車税の納付
	固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
	固定資産課税台帳の縦覧期間(4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間)
	固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間(市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等)

## ☆ 出張族のクレジットカードからのポイント取得

### ◆ クレジットカード経費精算でポイント蓄積

出張旅費の精算、どのようにされていますか？ いったん立替で電車やホテルの宿泊費の支払いをし、ひと月に一度、前月分の経費精算をするというパターンが多いのではないのでしょうか。ここで個人の経費立替時にクレジットカードで支払えば、カードの引落時期が通常1~2か月後であることから、会社の経費精算でお金が返還されるタイミングと合うため、個人の資金繰りに影響しないので便利です。

また、クレジットカードの利用で、平均0.5~1%程度ポイントが付きますよね。ポイントは商品やギフト券、電子マネーや航空マイレージ等に交換することもでき、ちょっとした出

張の余禄といえます。

#### ◆ ポイント付与はカード会社の囲い込み戦略

最近は、「公共料金の支払いを新規で当社のカードに切り替えると〇〇ポイント贈呈！」といったクレジットカード会社の広告を多く目にします。

クレジットカード会社の収益の源は、クレジットカードを代金回収に使っている会社から受け取る手数料です。どこのカード会社のカードで決済するかは、支払う人の選択に委ねられますので、カード会社は魅力的なポイントを提示して利用者の囲い込みを図ります。クレジットカードポイントは、自社のカードで決済（＝収益増進に貢献）してくれたことに対する会社から個人へのお礼と言えます。

#### ◆ ポイントにかかる課税問題

ポイント取得は、カード会社からのプレゼントですので、会社から個人への贈与となります。会社からの贈与は、税法上「一時所得」です。税金がかかる時期は、ポイントを商品や現金等に交換したときです。

一時所得は、50万円の特別控除があります。さらに総所得金額に合算時には1/2にされます。サラリーマンで給与を1か所からだけもらっている場合（＝大半の方がこれに該当するはずです）で、給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下である人等、一定の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

そのため、ポイントが90万円相当以内（私的利用分も含みます）であれば、他の所得がなければ、確定申告しなくとも構わないということになります。

これを超えるくらい出張が多くてポイントが貯まってしまった方は、確定申告が必要です。

#### ☆ 馬券の所得区分について通達改正

国税庁は2月15日、「競馬の馬券の払戻金に係る課税について」とする文書を発表し、競馬や競輪の課税関係についての実務上の取り扱いを定めた所得税基本通達を改正する方針を明らかにしました。馬券の払戻金が一時的所得にあたるか雑所得にあたるかが争われた裁判の結果を受けた改正で、これまでの取り扱いと異なり、独自の予想ソフトを使用していなくても馬券の払戻金が増収になるケースについて規定されます。

この裁判で被告となった男性は、自動購入ソフトなどは使わず、レースごとに結果を予想して多額の利益を得ていました。競馬の馬券の払戻金による収入は、原則的には偶発的な収入として「一時所得」とされ、収入に直接要した金額しかが経費と認められません。従って、収入に直接結び付いていないハズレ馬券の購入費用は経費にならないのです。しかし、継続的、網羅的に馬券が購入されていると認められれば「雑所得」として、ハズレ馬券も経費に当たるとされます。最高裁では男性が得た払戻金を雑所得と認めました。

ハズレ馬券の経費を巡る税務に転機が訪れたのは、2015年の最高裁判決です。大阪府の男性が自作の競馬予想ソフトを利用して3年間で得た配当金について、「偶発性に左右される一般の馬券購入と異なりソフトを使用して継続的に馬券を購入することによって個別のレースの当たり外れの偶然性を抑えている」として、最高裁は払戻金を雑所得と認定しました。この判決を受けて、これまで一律に一時所得としていた払戻金の取り扱いに関する通達を改正。通常は従来どおり一時所得として扱う原則は維持した上で、「馬券を自動的に購入するソフトウェアを使用して（中略）個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入をして（中略）経済活動の実態を有することが客観的に明らか」である時に限って雑所得と認めると明示しました。しかし今回の裁判で、ソフトを使っていなくても払戻金が雑所得に当たる可能性が示されたことで、国税庁は再度の通達改正を余儀なくされたわけです。

競馬で儲かっている人もいますね！（羨ましい…）

#### ☆ 保険の契約者変更時の調書が義務化

今年から、生命保険の契約者変更があった時に、変更内容やその時点での解約返戻金相当額を記載した調書の提出が保険会社に義務付けられるようになっていきます。今般の見直しによって課税当局による契約情報の把握がより徹底されるので、どのような部分が税務署に把握されるのか確認しておきましょう。

従来は調書の提出は「保険金の支払いが生じた時」のみの義務でしたが、今年1月からは名義変更をするだけでも調書の提出が必要となりました。また変更時点での解約返戻金相当額の記載も義務化されています。さらに契約者の死亡によらない契約変更についても、これまで「払い込んだ保険料の総額」だけを記載すればよかったところを「変更後の契約者が払い込んだ保険料の総額」も記載するよう義務付けられました。

税務上、契約者の死亡によって保険が相続人などに引き継がれると、その時点での解約返戻金相当額が相続財産となり申告義務が発生します。また通常の契約者変更では、前の契約者が負担した払込保険料に相当する受取保険金部分が贈与税の対象となります。しかし、従来の制度では、契約者変更だけでは法定調書が提出されないため、課税当局が名義変更の事実を十分に把握できていませんでした。そのため、契約引き継ぎによって得た相続財産を申告していなかったり、保険金を受け取る際に前の契約者が支払った保険料まで「自分の払込保険料」として経費に含めたりするケースが起きていました。見直しにより、名義変更時と保険金支払時の2段階での情報把握を徹底することで、納税者への監視を一層強めることとなります。

西田成希税理士事務所  
〒659-0053  
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号  
電話 090-7490-7396  
FAX 0797-78-6488